

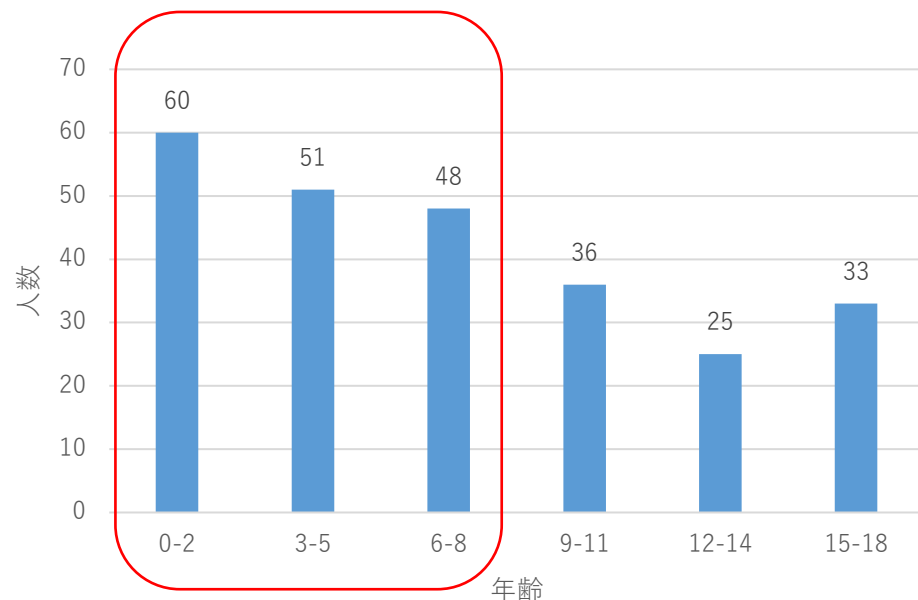
医療的ケア児支援について



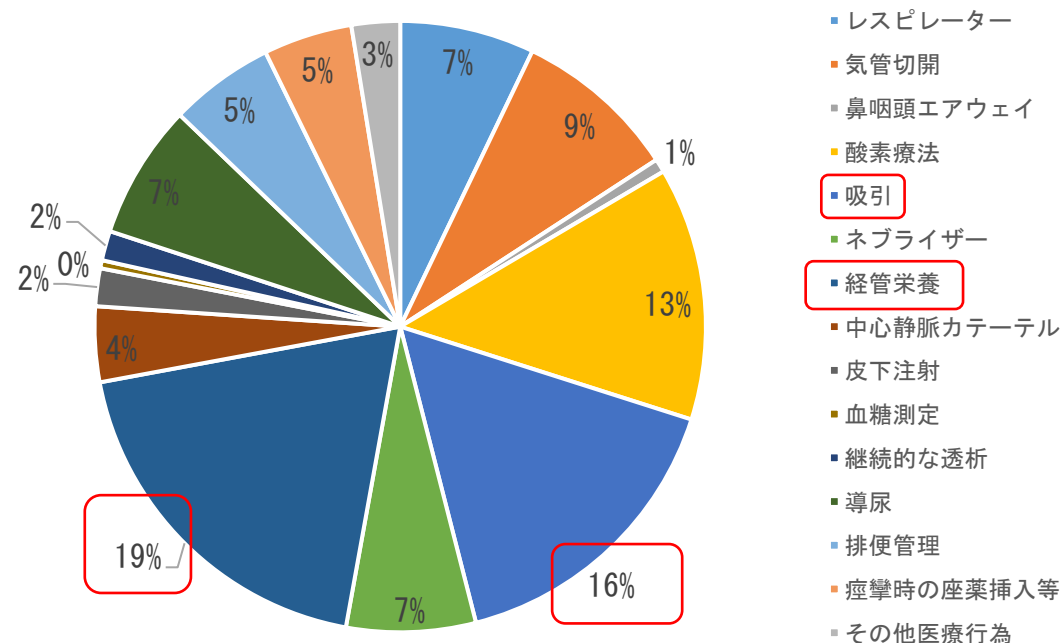
1 岩手県の医療的ケア児について

- 岩手県の医療的ケア児は**253人**（令和4年4月1日）
- 医療的ケアの状況としては、**経管栄養**と**たん吸引**を実施する人数が多い

年齢別総数（計253人）

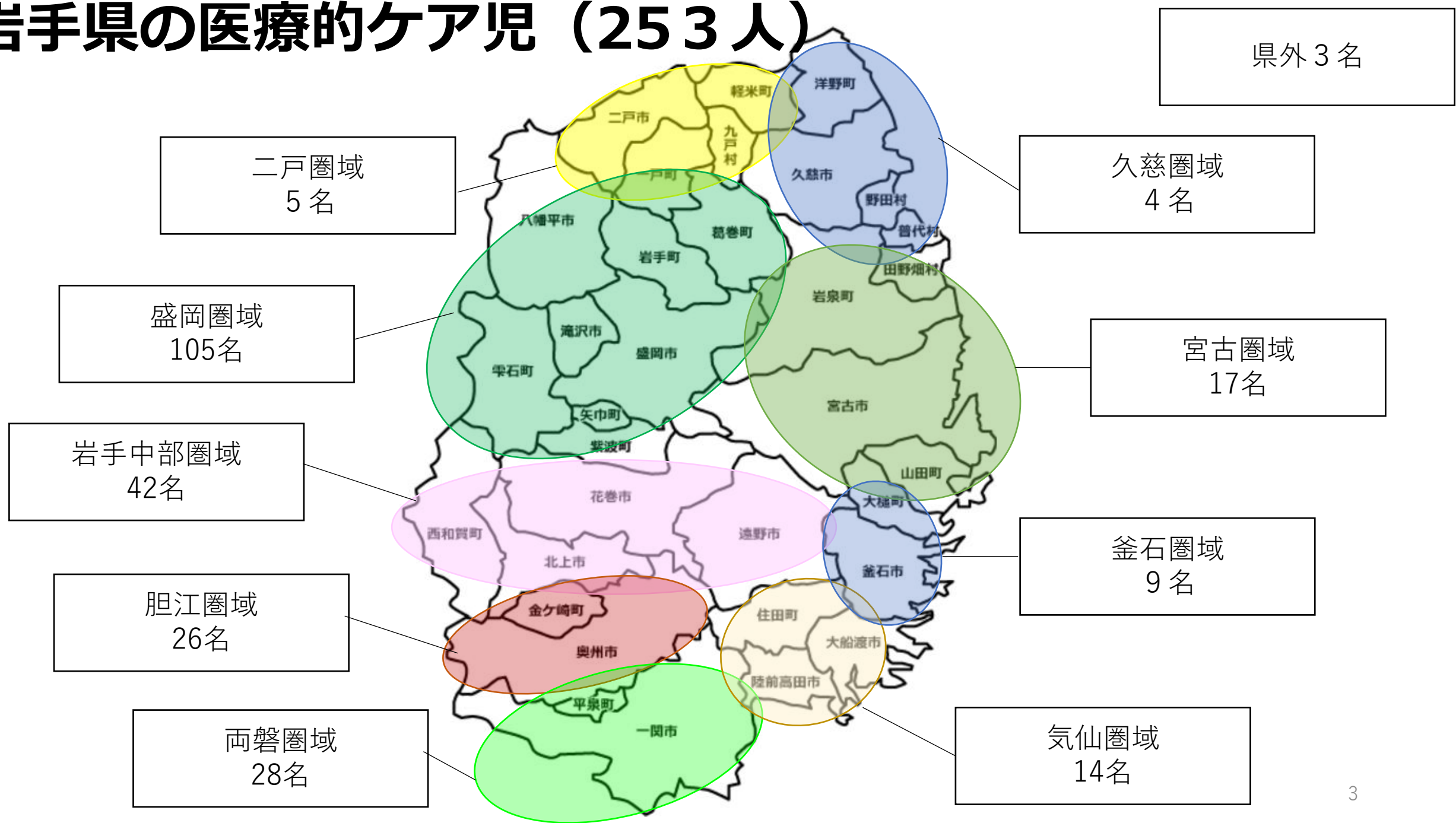


医療的ケアの状況（重複有）

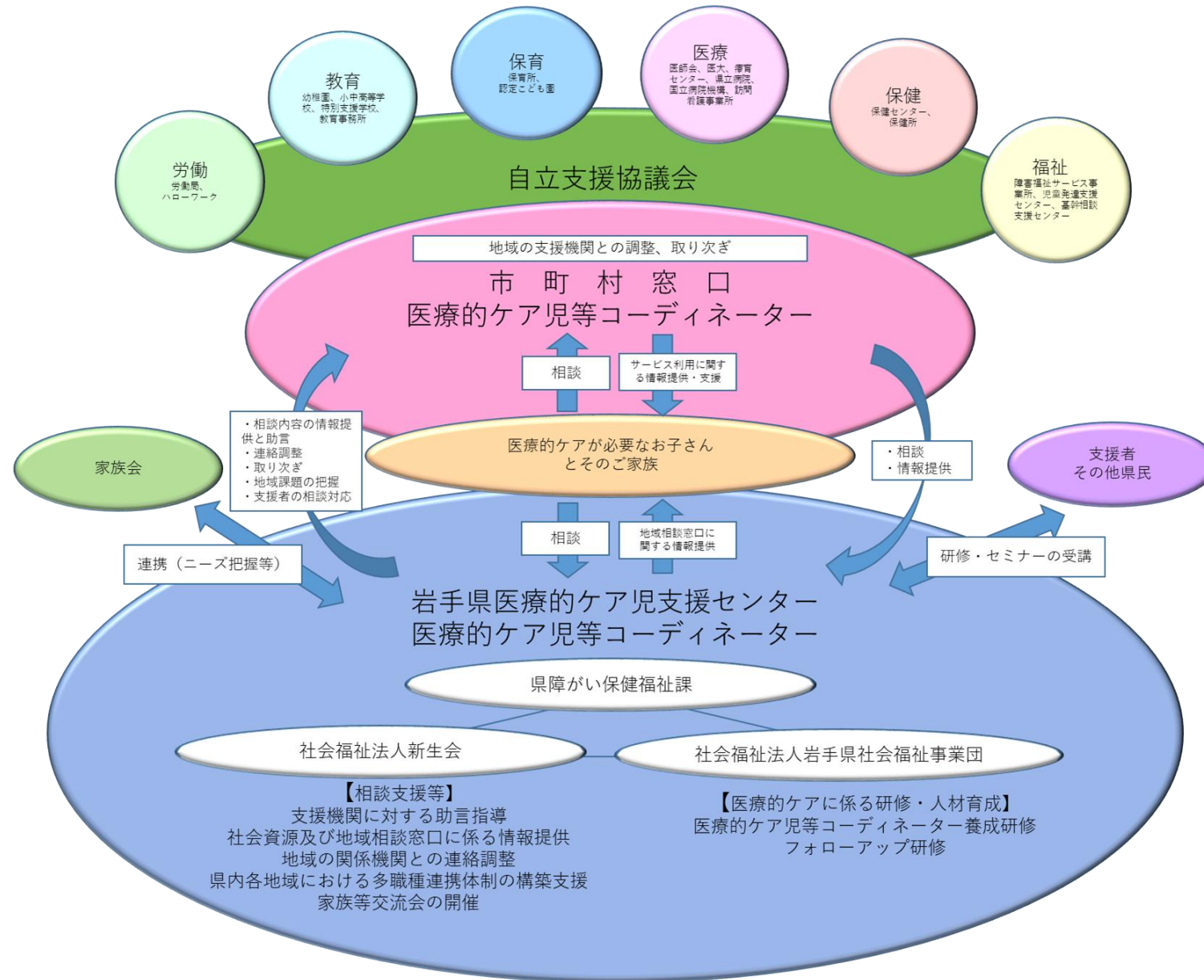


【実態調査（R4.4.1現在 県障がい保健福祉課実施）】

岩手県の医療的ケア児（253人）



岩手県医療的ケア児支援センターの全体像



2 医療的ケアアドバイスチーム事業について

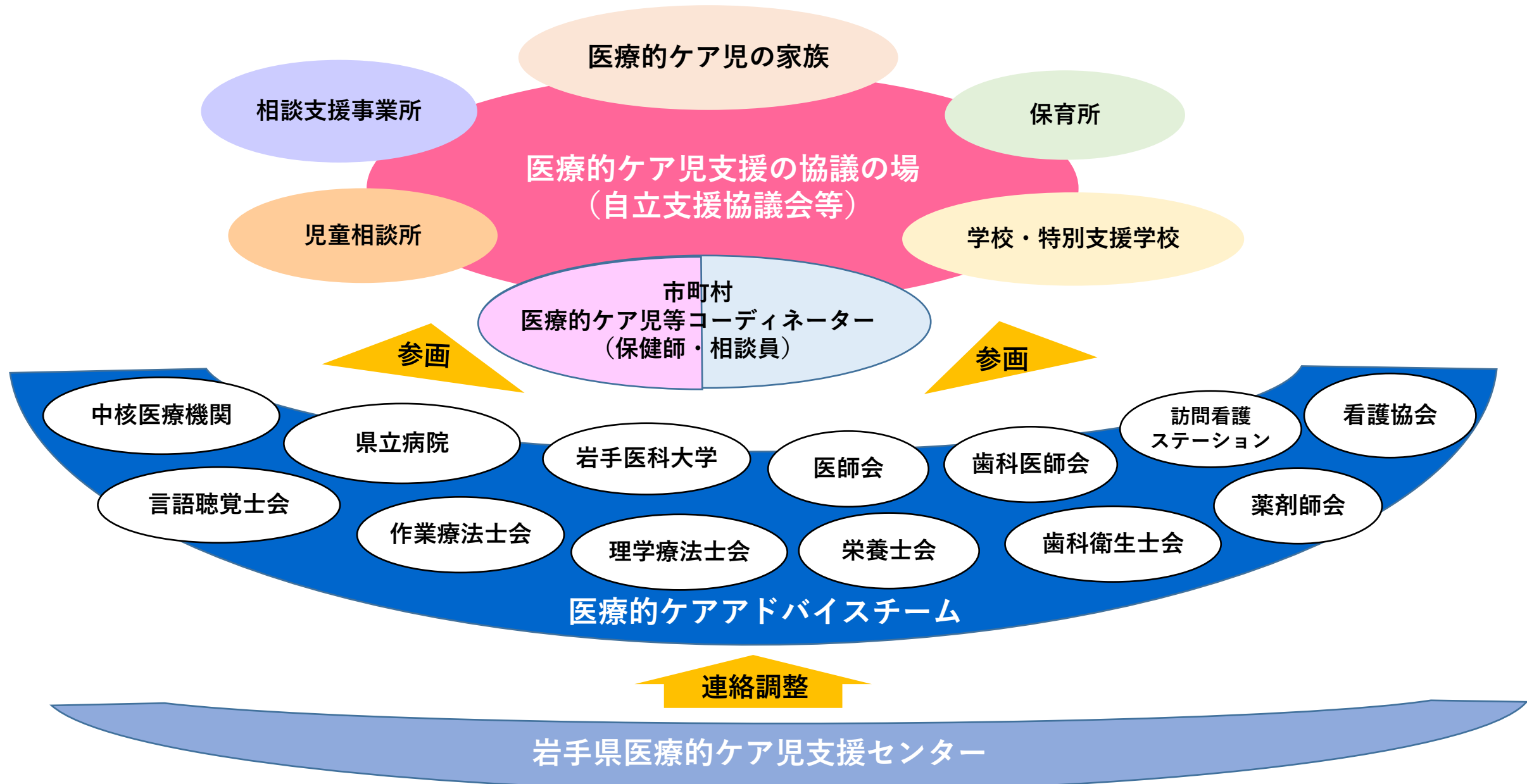
(1) 実施の目的

医療的ケア児とその家族が、身近な場所において必要な支援が受けられるようにするためには、保健、福祉、教育等のみならず、**医療の支援者も含めた支援体制の構築**が必要であることから、新たに医療関係者からなる**医療的ケアアドバイスチームを圏域で設置**し、地域の支援者に**医療的な見地から助言**を行う仕組みをつくるもの。

(2) 事業の進め方

- ① 2次保健医療圏を基本に圏域ごとに、**医師や看護師等の医療関係者**（岩手医科大学、県立病院、郡市医師会、中核医療機関、訪問看護ステーション等）に医療的ケアアドバイスチームへの**参加を呼びかけ、チームを構成**。
- ② チームは市町村の**医療的ケア児支援の協議体（自立支援協議会等）に参加**し、**医療的ケア児の個別ケース**について**医療的な見地から助言**（年3回程度 ※：オンラインを想定）。

医療的ケアアドバイスチーム 事業スキーム



3 短期入所開設促進の取組について

医療的ケア児の家族の困りごと（重複回答あり）

項目	人数			割合
	ある	ややある	小計	
医療機関への通院時の介護負担	52	61	113	58.2%
施設、事業所等への通所時の介護負担	31	37	68	35.1%
保育所、幼稚園等、学校等に通う際の介護負担	47	31	78	40.2%
医療的ケアの実施に係る負担	37	28	65	33.5%
夜間の介護負担	31	33	64	33.0%
土日祝日の介護負担	44	43	87	44.8%
介護等のための時間的拘束に係る負担	57	46	103	53.1%
介護のための経済的負担	42	49	91	46.9%
その他	17	0	17	8.8%

岩手県の医療型短期入所事業の実情

県内で医療的ケア児者を受け入れている医療型の事業所は6施設のみ。

	事業所区分	事業所名	所在地
1	医療型短期入所事業所	県立療育センター	矢巾町
2		みちのく療育園メディカルセンター	矢巾町
3		国立病院機構盛岡医療センター	盛岡市
4		国立病院機構岩手病院	一関市
5		国立病院機構釜石病院	釜石市
6		合同会社プラタナス（谷藤内科医院）	一関市

※ 短期入所とは、障害者総合支援法に基づいて提供される障害福祉サービス。

居宅で介護を行う人が疾病等で介護できない場合に、障がい者等が障がい者支援施設、病院、診療所、介護老人保健施設等へ短期間入所させ入浴・排泄・食事の介護等を提供する。

令和7年度の岩手県の取組

保護者、事業者、市町村など関係か所にアプローチできる、県の
医療的ケア児支援センターの機能を活用し事業を実施する。

① ショートステイ勉強会の実施【委託】

市町村、医療機関、障害児施策関係者、保護者等が一同に
会した勉強会を開催し、医療的ケア児の保護者が持つニーズ
や、短期入所を地域で実施することのメリットを共有し、実施に
向けた機運を醸成

② 短期入所事業参入見込み事業者への働きかけ【県】

病院・診療所、介護老人保健施設など、医療的ケア児への支援の意思がある事業者等に対し、訪問等により直接働きかける。その際に、事業所設置基準や経営シュミレーションを提示する。

③ 短期入所事業者等における看護等の技術的助言【委託】

医療的ケア児の受け入れが決まった事業所等の看護職員を対象に、家庭で行われているケアの引継ぎができるよう、研修の実施や看護師の立会による指導の仲介等を行うもの。